

街路樹の自費剪定等の承認に関する事務取扱要領

1 趣旨

この要領は、市が行う剪定業務以外のうち道路占用物の保護を目的とした剪定及び建築工事等の作業に支障となる剪定（以下、自費剪定等という）の承認に係る事務について必要な事項を定めるものとする。

2 承認の申請

自費剪定等の承認を受けようとする者は、「街路樹剪定承認願(別記様式)」により、承認の申請を行うものとする。

3 承認の判断基準

承認の申請があった場合、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、原則として申請を承認するものとする。ただし、剪定によって樹形が著しく悪化することが想定される場合は、自費工事による植替えにて対応を求めることがある。

- (1) 道路占用物の保護を目的としたものであること。(道路占用物のうち、公共性の高いものに限る)
- (2) 建築工事等の作業に支障になると認められること。

4 承認の条件

街路樹剪定士の資格を持ったものが剪定作業を行うものとする。

また、剪定範囲は支障となる部分的な剪定だけではなく、樹形全体を考慮し行うものとする。

5 特例措置（承認の付帯条件）

本市において特に重要と認められる街路樹を剪定する場合は、申請者において、次の各号に定める方法により、周辺住民への周知を図ることを条件として付すものとする。

- (1) 事前説明会の開催
- (2) 看板の掲出
- (3) その他適当と認める方法

6 承認

承認にあたっては、本要領の定めるところに従って、申請ごとの状況に応じ、必要な条件を付すものとする。

7 完了検査

申請者は剪定等が完了した時は、速やかに完了検査を受けなければならないものとする。※申請内容と明らかに異なる剪定等を行った場合、樹木の補償（植替え）を請求することがある。